

農 林 水 産 委 員 会

- 1 期 日 平成20年9月29日（月）
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 出席委員 委員長 宮 政利
副委員長 沖井 純
委 員 高木昭夫、河井案里、小林秀矩、大井哲郎、芝 清、
田辺直史、山崎正博、小島敏文、檜山俊宏

4 欠席委員 なし

5 出席説明員

[農林水産部]

農林水産局長、総務管理部長、農林水産総務課長、農業活性化推進課長、団体検査課長、農水産振興部長、農業技術課長、農業経営課長、農産課長、畜産課長、水産課長、農林整備部長、技術総括監、農林整備管理課長、農業基盤課長、林業課長、森林保全課長

6 付託議案

- (1) 県第71号議案 平成20年度広島県一般会計補正予算（第2号）中所管事項
(2) 諮問第1号 使用料の徴収に関する処分についての異議申立てについて

7 報告事項

- (1) 平成20年度広島かき生産出荷指針について
(2) 単品スライド条項の運用の拡充について
(3) 建設工事コスト調査について

8 会議の概要

- (1) 開会 午前10時32分
(2) 記録署名委員の指名
(3) 付託議案

県第71号議案「平成20年度広島県一般会計補正予算（第2号）中所管事項」外1件を議題とした。

- (4) 付託議案に関する質疑・応答

○質疑（高木委員） 付託議案のうち、平成20年度補正予算の第6款第1項第2目中山間地域対策費についてお尋ねをいたします。

特定財源で諸収入8,050万9,000円を財源といたしまして、積立金8,050万9,000円が計上されておりますが、ここに至った経緯等をもう一度御説明いただければと思います。

○答弁（農業経営課長） 中山間地域等直接支払交付金の過払い問題につきましては、平成18年2月20日から24日までに実施されました会計検査の結果、平成12年度から16年度までの5年間にわたり不適切な事案として交付金の過払いがあるとの指摘を

受けました。不適切であると指摘を受けた事案のほとんどは農地の勾配測定に基づく交付金の算定方法が誤っていたことによります。このため、県といたしましては会計検査の指摘を受けまして、県内の事業を実施している市町を対象に実態調査を行いました。その結果、合わせて1億8,000万円弱の交付金の過払いが生じていることがわかりました。県は交付金事務の適正かつ円滑な推進について指導する立場にありますけれども、制度発足時に県の市に対するあいまいかつ適切でない対応があったこと、また長年にわたりまして誤りに気づかなかったことにより今回の事態を招いたことを大変申しわけなく思っております。

交付金の過払いにつきましては、集落の皆様方の御理解をいただきながら返還を求めてきているところでございますけれども、今回、三次市からの返還金を財源に国費相当分を基金へ積み立てることとしております。

○質疑（高木委員） この問題は中山間地域等直接支払いを受けている地域にとっては非常に大きな問題であろうと思います。一つは実際に使ってしまったお金を返さないといけないという問題。それともう一つは、この制度を地域に導入するために努力をされたリーダーの皆さんが、結果として地域の皆さんに迷惑をかけたということになると思います。こういったことから地域は本当に混乱していると思います。ここまで県当局も努力はされたと思うのですが、この対象地域の皆さんの理解というか、協力度というのがどの辺までできているのか。この8,000万円については三次市からということですが、その財源は本当に地域の皆さんが納得した上で返還を決意されたのか、まだまだ理解が届いていないのか、そこら辺はどうでしょうか。

○答弁（農業経営課長） 昨年度から直接支払交付金の過払い問題につきまして対応班をつくりまして、三次市とともに集落に対して返還を求めてまいりました。今年度に入りまして70近い集落の方から返還の同意が得られております。今後も引き続き返還に向けて集落の皆様方の御理解を得ながら進めていきたいと考えております。

○質疑（高木委員） 国費分については国からどうしても返せということでありまして、政策遂行上やむを得ないと思いますが、2分の1の県の負担分と市の負担分について今後どうしていくのかという問題が一つあるかと思います。この中山間地域等直接支払いは農家の皆さんが現金でもらったわけではありません。それぞれが集落協定に基づいていろいろな作業をして、汗を流した成果としてそれを受け取っておられるということは理解いただけると思うのですが、当然、県道、河川、市道、そういった公共施設の管理も、このお金をもとにして集落協定に基づいて地域の皆さんが一致協力して努力をされた。このことに対して集落協定に基づいてお金が支払われているというのも事実だと思います。この辺の努力に対して、県としてどういう対応をされるのか。県分もすべて返還を求めるのか、また何らかの手だてを考慮するのか、この辺についてはいかがでしょうか。

○答弁（農業経営課長） 集落の皆様方には多大な御迷惑をおかけいたしまして、大変申しわけなく思っております。しかしながら、本来交付すべき額以上のものを交付

しております。交付金の財源が税金で賄われていることや税の公平性の観点からも、返還をお願いしていきたいと考えております。引き続き、集落に対しまして過払い発生の原因や返還を求める理由等を粘り強く説明させていただいて、返還への御理解をいただくように進めてまいりたいと考えております。

○質疑（高木委員） 県も全額返済してくれということで理解してよろしいですか。

○答弁（農業経営課長） 集落の皆様方の御理解を得て、過払い部分につきましては返還を求めていきたいと考えております。

○要望・質疑（高木委員） 税金ですから当然にそういうことになっていくのかもしれませんが、そこに住む人たちのこれまでの努力、気持ちというものをしっかりと酌んでいただいて、適正な処理をしていただく、また、円滑な事業推進に努めていただきたいというふうをお願いをしておきます。

次に、この中山間地域等直接支払制度というのが平成12年から始まりまして、前期、後期ということで、21年度で終了するというようになっております。この件につきまして今年26日の農業新聞に、新たになられました石破農林水産大臣の、中山間地域等直接支払制度を恒久化したらどうかというようなコメントも載っております。前期、後期といえばその後はもうないのだろうと思うのですが、この制度は農林水産省として打たれた制度として、これまでにない本当に地域に根差して活用された、生きた事業だったと思いますし、現在もそのことによって広島県の中山間地域が非常に多面的機能を含めて機能が保たれていると思います。これが21年度で終了するという事は非常に残念な思いがいたしますが、農林水産大臣からいえば恒久化して続けていこうということでもありますので、ぜひこれは1期、2期という形に変えて続けていただきたいと思っておりますし、続けるべきだろうと思っております。このことについて県としてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○答弁（農業経営課長） 今年度、国におきまして第三者機関による中間年評価が行われました。評価内容の分析結果につきましては、全体として合理的であるとの意見が出されたところです。3期対策、次期対策につきましては、こうした中間年評価を踏まえて、国において今後検討していくと聞いております。

県といたしましても、この制度によりまして集落の将来についての話し合いや集落ぐるみの取り組みが行われ、地域活性化に寄与してきたこと、また農作業の共同化や集落法人の設立などにより効率的な農業経営が促進され、耕作放棄の防止につながっていること、都市住民との交流や環境保全への取り組みが拡大したことなど、効果があったと考えております。

今後、国の動向を注視しながら、3期対策の継続実施とあわせて、水田と比べて交付単価が低く設定されております畑や果樹園の交付単価の見直しなどの要望も国に対して行っていきたいと考えております。

○要望（高木委員） ぜひお願いしたいと思っております。県としてもこの10年の成果についてしっかりと検証していただきたいと思っております。そのことをもとにして国に対して、

先ほど言われましたように、きっちりと要望していただくようによろしく願いをいたします。

○質疑（田辺委員） 付託議案の五日市漁港フィッシャリーナ施設についてお伺いしたいと思います。

今回、地方自治法第229条第4項に基づく諮問が本県議会に付議されております。諮問の原因となる異議申立者が63名の多数に上るということでありますが、果たしてなぜこのような事態になったのかよくわからないことがありますので、県当局に何点か説明を求めたいと思います。

異議申立ての内容は、五日市漁港フィッシャリーナの施設の使用料金の設定根拠はおかしい、要は使用料が高いということでありませけれども、これまでの詳細な議論はよく知りませんが、広島県漁港管理条例は昨年9月に改正され、使用料が定められたと記憶しております。そもそもこの施設は不法係留対策として長い時間をかけて整備されておりますが、なぜこの時期になってこのように多くの者から異議申立てが出たのか理解ができないところであります。

したがって、まず当局に2点ほどお伺いいたします。1点目は今回の異議申立てに至る経緯についてであります。当然今回の異議申立者を含め使用料については事前に説明を行われたと思いますが、それがなぜこのような事態になったのか、これまでの経緯について説明をお願いしたいと思います。

もう1点は使用料についてであります。異議申立ての理由として、設定根拠が不当、違法であると主張されておりますが、県当局の異議申立てに対する見解によりますと、使用料の額は当該条例の規定に基づき適正に決定されたと書いてありますが、これだけではよく理解できません。使用料の設定の考え方は条例提案の際にも説明されたいと思いますが、再度確認したいのでよろしくお伺いいたします。

○答弁（水産課長） まず、この異議申立てに至る経緯でございますが、フィッシャリーナの整備は平成7年に事業着手し、約700隻余りのプレジャーボートを完成した棧橋に移動させながら順次収容して工事を進めてまいりました。この場合の使用料は暫定的に行政財産の使用料として一月一律1万190円としました。この使用料は供用開始までの一部施設を利用することに対する仮の料金設定であり、供用開始後の使用料は条例で定めることを当時から利用者等に説明してまいりました。昨年9月に正規の使用料を漁港管理条例によって定め、使用開始に向けた諸準備を進めてまいりました。

利用者への説明会はことしの3月に2回開催しましたが、暫定的な使用料に比べ船の長さに応じて2倍から3倍になったことから、利用料に対する不満の声は多く出されておりました。その後これまで暫定的に使用していた方々の一部で結成された五日市漁港フィッシャリーナ利用者の会から県への嘆願書が出され、当団体と2回協議の場を設け、理解を求めてまいりました。こうした中、6月下旬にこれまで暫定的に使用していた方々について先行して供用開始後の正規料金とする入艇の申

請を受け付け、その申請に基づいて許可した方々の中からその後、異議の申し立てをされたものでございます。

続きまして、使用料の算定の考え方についてでございますが、近隣の公共マリナー及び民間のマリナー等のサービス水準や料金を勘案し、これらに準じた料金設定とすること、特定の収入をその事業の支出に充てる特別会計で行っていることから、収支均衡を前提とした料金設定とすること、施設の更新を含め将来にわたって持続的に管理・運営できる料金設定とすることなどを勘案した上で決定しております。

○意見・要望（田辺委員） 今の説明を聞きますと、暫定供用の料金と比べかなり高くなるのが今回の異議申立てのきっかけのことですが、よくわからないことがありますので聞きます。

条例で定められた金額が高いという主張は当然あり得るものですが、その金額を知った上で使用許可を申請し使用許可を受けた、にもかかわらず暫定供用時の使用料金しか払いませんというのは、率直に言うておかしいのではないかと思います。600隻近い暫定供用者のうち金額に納得できない者の相当数は既にこの施設から退艇しており、結局残ったのが260隻余りであります。また、残った260隻のうち今回の63名以外は一応納得の上、正規の使用料を払っております。つまり、暫定供用者のほとんどはそれなりの対応をされており、仮に条例で定められた金額が不満なら別の対応方法があるということであります。また、公の施設について受益者負担をどこまで計上するかは、その施設の内容、設置目的などを踏まえ個別に判断する必要があると思います。当施設は不法係留対策を目的として整備されたものであるため、対象者はほぼ限定され、独立採算を基本とした運営計画によって使用料を設定することは当然であると思います。

プレジャーボートを使用する場合は一生懸命働いてなけなしの貯金をはたいて買う場合は当然あると思いますが、やはり県民の目からはぜいたくな趣味として映るのが一般的ではないかと思います。したがって、そういった趣味に起因する不法係留のために税金を投入してまで使用料を安く抑えるのは、県民の理解を得られないのではないかと思います。一方で、そういった独立採算を基本に設定すべき使用料であっても、公の施設として近隣の類似の施設とのバランスも考える必要があると思います。

先ほどの説明でもありましたように、そういった面からも使用料の設定はやはり妥当ではないかと思います。今回の異議申立ては個々の算定根拠について種々主張がなされておりますが、私とすれば先ほどの経緯、また使用料が殊さら高額ではないということを総合的に勘案すれば、今回の異議申立ては理由がないと考えます。したがって、この諮問に対する議会からの意見とすれば、棄却とすべきという結論でいいのではないかと思います。

最後に、県当局に2点ほど要望したいと思います。先ほど経緯の説明がございましたが、私から見ればやはりタイミングも含めて十分な説明がなされていないと感じ

るのであります。その結果、63名もの者から異議申立てが出るような事態になったことは、県としても真摯に反省し、今後の対応に生かしてもらいたいと考えます。

もう1点は、供用開始に当たり約700隻の収容能力がありながら、現在260隻程度しか入艇していないことです。これでは独立採算と言いながら、結局すぐに資金ショートするのが目に見えます。本会議でも答弁されましたが、独立採算を維持するためにも入艇数をふやす格別の努力をお願いしたいと思います。

格別の努力というのは、不法係留対策でこの施設をつくったのであれば、不法を取り締まることがないとおかしいので、これはしっかりやる。その後その人たちが高いか安いかわ、これは海だから県がつくったわけですが、普通の車でも自分で確保するのは常識で、そういう収入レベルの高い海の人たちだけに余り便宜を図るのも、普通の県民からすればやり過ぎではないか。不法状態はよくないという観点からやられたことだと思うので、不法係留対策をしっかりやらないと、言葉は悪いがアブハチ取らずで、わがままでまた不法係留状態が残るとするのはこの趣旨にも反するし、この施設に入る人が少なければ運営が厳しい。不法係留をしっかり取り締まるとはぜひともやっていただきたいと思います。

○質疑（小島委員） 今回の補助事業の1億9,800万円余りの減額補正ですが、このうち一般財源が3,100万円等、これを財政調整基金に積み立てるという格好になっていると思うのですが、当局の姿勢を聞いておきたいと思います。平成18年から建設事業は35%の減、また維持修繕は17.5%減ということを義務づけられて、本当にこの2～3年間、当初予算を組んでいくのに局も大変難儀があったと思うのです。そういう苦勞をしながらシーリングにあわせて予算を組んで、今回、減額補正という中で、わずか3,100万円と言えばそれまでですが、この金を財政調整基金へすぐに積んでいくということについて、局としてどういうお考えを持っているのか、その姿勢とお気持ちを聞いてみたい。

○答弁（技術総括監） 今回の公共事業の減額補正は、国の補助事業から交付金事業へ振りかえに国から市町へ直接交付する事業になったこと、国の内示額の減によるものでございます。よって、減額補正に伴う一般財源を財政調整基金へ積み立てるということにつきましては、現在厳しい財政状況の中、やむを得ないものと考えております。

○質疑（小島委員） 先般も台風が来ました。その中で他県では何かやっていますけれども、それならそういうこととか、長年の単独建設事業とか維持修繕とかで、恐らく県内で予算を上げてほしいという要望はあるのだらうと思うのです。思うのですが、ルールがありますから、すぐに補助事業を単独事業にするのは難しいということはおかっていますか、もし補助事業を単独事業へ回せるというルールをつくった場合に、県内でそういう単独事業、維持修繕で希望箇所があるかないか。そこらを県はどのように認識されていますか。

○答弁（技術総括監） 事業完了しました施設につきましては、ほとんど市町が管理し

ております。現在、箇所づけしたい、いわゆる単独公共の市町の要望はございません。ただ、防災対策や災害が発生した場合の応急復旧など、県民の安心・安全を確保するための事業につきましては必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

○質疑（小島委員） 先般、県東部とか三原方面でも冠水等がありました。市町の要望はないとおっしゃったけれども、私は県内を探せば結構あると思うのです。そういう中で、ただ単に技術総括監は財政調整基金へ積むことはやむを得ないとおっしゃるが、やはり毎年毎年その予算を切ってきて、県内の土木関係者も予算が欲しいという気持ちを一層持っています。そういう厳しい現状があるわけだから、県として少しでもそこを事業に回してあげるといふ姿勢も要ると思うのです。財政健全化が最優先で、せつかく、当初予算をかなり詰めて切って切って切り上げて、シーリングで切り上げてやっかつくった金が余った。認証減だ。これはルールを変えても少しでもそこらを手当てしていく。こんな不景気で事業者がみんな困っている。県としてもそこらがある程度、思いやりと言ったらおかしいけれども、どうも財政当局に対して、はい、わかりましたというように抵抗をしていないような気がするのです。もう少し農林水産局として財政当局に対してしっかりそういう現場の状況というのを訴えて勝負するぐらいの姿勢も要るのだらうと思うのですが、そこらは局長どうですか。

○答弁（農林水産局長） 公共事業がこれまで果たしてきた役割、また今後も求められる役割というのは私どもも理解をしているつもりでございますし、委員御指摘のように、今さまざまな業者をめぐる問題もございまして、それに絡む公共事業が果たす役割というのはあるかと思えます。ただ、先ほど御答弁申し上げましたように、大変厳しい財政状況でございますので、我々農林水産局が財政当局に対して、今回の補正に至るまでにどのような対応をしたかというのはここでは申し上げませんが、県全体の財政運営をめぐる状況の中で今回の減額補正というのはやむを得ないものと考えております。

○要望（小島委員） 要望しておきますけれども、そういう現場の状況というのをしっかり把握いただきまして、財政調整基金へ積むことがいいのかどうか、もう少し財政当局としっかり議論をしていただきたいと思うので、そういう要望をしておきます。

(5) 表決

県第71号議案 … 原案可決 … 全会一致

諮問第1号 … 棄却すべきである … 全会一致

(6) 一般所管事項に関する質疑・応答

○質疑（高木委員） 1件お尋ねしたいと思いますが、この正月に発生した毒入りギョーザの事件から始まって、この前は事故米ということで、残留農薬がある、またカビの生えた米が市場へ流通するというような、食の問題で非常に大きな問題が起き

ております。そこへ来て今度はメラミンの入った牛乳というものが世界各国に輸出されて、いろいろな製品の形で世界じゅうの人々の口に入ってしまったということが起きております。こうした中で、県としても県民の安全・安心、健康を守るという立場から、これらの問題に対してこれからどのように対応していこうとされているのかということをお尋ねしたいと思います。

メラミンの入った牛乳ということで乳製品が流通から除外され、特に国産については需要がふえていくのではないかと思います、いきなり増産というわけにはいきません。また、安全・安心ということから言って、国産の飼料というものが非常に重要になってくるだろうと思います。農林水産省としても国産の飼料、特に飼料米、飼料稲を増産してほしいということが言われております。農業者にとっても水田をそのまま水田として使えるということで非常にありがたいと思いますし、畜産農家の皆さんにとっても使いやすい、本当に安全・安心なものであるということで、両方にとって非常にいい話なのですが、この飼料稲はやはり稲なのです。そうすると、イノシンの被害が非常に多く発生します。実際我々もきのう飼料稲の収穫を行いました、イノシンによる被害で半分がとれない。特に泥が入りますとカビが生えるということで、収穫その他ができないという状況になります。そういう非常に困った問題もあるわけです。水稻であればイノシン被害に対しては共済金がおおりて、何とか赤字を出さずに済むという状況にあります、飼料米をつくりますと稲ではないということでこの適用が一切ないということで、被害がもろにそれぞれの農家、法人にかぶってくるということでもあります。これらの点について今後、特に中国の牛乳がもう使えないということになれば、国産をどんどん使っていかなければならないので、そこら辺の対策を新たに設ける必要があるのではないかと思います、県として、何かお考えがあれば伺います。

○答弁（農業技術課長） 委員からお尋ねの農林水産局としての食品行政の取り組みの基本的な姿勢ですけれども、食品行政というのはやはり消費者の視点に立った対応が基本であると考えております。このため、県では食品衛生部局と、私ども産地表示の適正化を指導しているJAS法を所管している部局で適切に対応してまいりたいと考えております。

今回のいろいろな食品の安全に関する問題につきましては、農業生産者やそれを流通させる方、また加工に携わる方、そういった事業活動が円滑に行われるような指導を行うとともに、少しでも県民の不安をなくすような対応をとってまいりたいと考えております。

○答弁（団体検査課長） 先ほど農業共済の話が出ましたけれども、制度的には飼料用の米については共済の対象となっております。ただ、単価、共済金額が低いという面もございます。

○要望（高木委員） 共済についてもそれなりの補てんができるような形をぜひ国にも要望していただきたいと思っております。

牛乳にメラミンが入るというようなことはだれも想像しなかったのでありますが、あの国の方々は本当に想像力豊かというか、頭がいいとしか思えないのですが、段ボールでまんじゅうをつくったりとか、非常に困った問題だと思います。ぜひ国産品、特に県内産の安全な食料を食べていただくように、皆さんに本当にお願ひしたいと思いますし、県としても県内産が安全で安心であるということをしつかりとアピールしていただいて生産拡大に努めていただくようによろしくお願ひをいたします。

○質疑（大井委員） 要望になるのですが、説明資料に20年度のカキの生産出荷指針について、安全で安心で高品質なカキの出荷ということは書かれているのですが、私が一番危惧しているのは、数年前から我が県のカキの中に輸入した韓国産がまざって出荷されたという経緯があるということでもあります。このことが一切書いていない。こういうことを徹底して検査するということを書いていない。これは我が県としてもカキ養殖業者にとっては大打撃になるので、このことは徹底してやっていただきたいと思います。

それと、聞くところによると、中国のカキ養殖業者から韓国を経由して日本に入ってくるということも聞きました。そうなると、やはりそういう汚染したカキが入ってくるおそれもありますので、特に我が県は日本を代表するカキ養殖の県ですから、徹底した調査のことはこの中に入れていただきたい、これを要望しておきます。何か答弁でもあればお伺いします。

○答弁（水産課長） これまでの指針の中ではそういうのは一切触れられていなかったのですが、関係機関等と連携をとりながらそういうものの排除に向けて頑張っていきたいと思いますので、次年度以降どういう形になるかというのはまだ明確にないのですけれども、検討させていただきたいと思います。

○要望・質疑（芝委員） 一つは高木委員の質問に絡んでの要望なのですが、この間、私も一般質問で言わせていただいたこととも関連するのですが、いわゆる食の安全・安心、いいか悪いかは別としてこういう事件をきっかけとして、日本の農林水産物の安全・安心性というものが非常に高く評価された。いわゆる安全・安心に関する付加価値の高い日本の農林水産物の評価が高くなっている。やはり高木委員が言うように、こういうものは一つのチャンスととらえて、地産地消、さらには海外への輸出拡大、そして自給率の向上、こういったところへぜひ結びつけるきっかけにさせていただきたいと、これは要望としておきます。

それから、緑資源幹線林道について先日の質問で申し上げたのですが、あの後、新聞にもタイミング的な話が出ましたけれども、本会議での局長の答弁は今後検討するということだったのですが、3市2町にまたがる43キロメートルの幹線林道で、他はもう動きは出ておりますし、広島県もそうゆっくりのんびりはできません。21年度あたりから動き出さないといけないし、本会議では答えにくかったかもわかりませんが、委員会ならもうちょっと具体的に答えられるのではないかと思って、今

後のスケジュールの考えを聞かせてください。

○答弁（農林水産局長） 本会議では、芝委員御指摘のように、関係市町から県での継続実施について強い要望を受けておりますが、厳しい財政状況を踏まえその対応を検討してまいりたいと考えておりますという御答弁を申し上げました。その時期についてでございますが、新聞報道によりますと来年2月に判断先送りという見出しで書いてありますけれども、これも委員から御指摘がございましたように、緑資源機構が事業実施をしておりました他県では、ほぼすべての県がその対応を決めているという状況がございます。したがって、私どもも何らかの方向性を出さなければならないと思っておりますけれども、一方でいついつまでに必ず決めなければならないという期限がないのも事実でございます。この事業を継続実施しないという選択肢ももちろんあるわけでございますが、もし、21年度に事業実施をする、継続するというのであれば、これは当然予算を伴うものでございますから、予算編成時期までには一定の方向性を出していかなければならないのではないかと考えております。

○要望・質問（芝委員） 私の立場は早くやれとかやるなどかではなくて、早く県の方針を示さなければならないのではないかとということです。もちろん県財政も厳しいということはよく知っていますし、県の持ち出しも随分あるようですから、その辺の地元の要望、さらには財政状況、いろいろなことを勘案して結論を早く出さないと、やはり他県と比較して広島県は何をやってもと言ったらちょっと言い過ぎですが、のろいと言われかねませんので、ぜひ早い結論を出してほしいと思います。

聞くとところによると、43キロメートルというのはほとんど用地買収も終わっているようですし、県の負担すべき予算というのがどれぐらい、財源がどのくらい要るのか、この43キロメートルで、ちょっと推定でもいいですが教えていただきたい。

○答弁（林業課長） 用地買収につきましては、43キロメートルのうち20キロメートル余りはまだできておりません。それと事業費の残りが160億円ほど、43キロメートルのうち19キロメートルがまだ未着手でございます。この金額は緑資源機構が試算した金額でありまして、それをもとにしますとその約4分の1につきまして県が負担するということになっております。

○要望（芝委員） 結構な金額になりますので、1年や2年ではとてもできないでしょうし、これは林道ですから、林道として林業の方の投資効果もしっかりと把握しないといけませんし、反面、林道であるがゆえにでき上がったなら市町が維持管理をしなければいけないという市町のコスト負担というのも当然あるし、これは要望で結構ですが、その辺の市町の意見もよく聞いて、どういう結果になろうと、やはり早い結論を出してほしい、こういうことをお願いして終わります。

(7) 閉会 午前11時25分